

指導行政のポイント

東日本大震災に学ぶ“学校防災”

菱村 幸彦

文部科学省は、東日本大震災の教訓を学校防災に生かすため、2つの有識者会議を設けている。1つは「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」で、同検討会からは、7月7日に緊急提言が公表された（8月15日付け本紙参照）。

もう1つは「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」。同会議は、7月にスタートし、目下、中間報告案のとりまとめの作業を進めている。同会議がまとめつつある「中間とりまとめ案」に基づいて、学校防災では何が問題となっているかをみてみよう。

自ら危険を予測し回避する能力

中間まとめ案は、学校防災について、防災教育（児童・生徒等の防災に関する学習や指導）、防災管理等（学校施設や児童・生徒等の安全管理と家庭・地域等の連携）に分けて考察している。

まず、防災教育。中間まとめ案では、児童・生徒が自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育が重要と指摘している。東日本大震災では、群馬大学の片田敏孝教授が取り組んだ防災教育で釜石市の児童・生徒が津波の被害から守られたエピソードが有名になっている。

その核心は、想定にとらわれるな、どんな状況でも最善を尽くせ、率先避難者たれ であるが、中間まとめ案では、その考えが取り入れられている（ちなみに片田教授は有識者会議のメンバーである）。

もちろん、防災教育では、基本的な知識の指導も欠かせない。学習指導要領総則で学校の教育活動全体を通じて安全教育に取り組むこととなっているほか、理科、社会、保健体育等の各教科で地震の原因や災害発生時の関係機関の役割、応急手当等の指導を行うこととなっている。

中間まとめ案は、防災教育を効果的に推進するためには、児童・生徒等の発達段階に応じて指導内容の体系化を図り、教科や特別活動との横断的・総合的な関連づけを図ることが重要と指摘している。今後、学習指導要領の改訂も含めて、防災教育のあり方を見直す必要がある。

危険発生時対処要領の見直し

次に、防災管理。中間まとめ案では、防災管理について、次の3点を挙げている。

第1は、研修の推進。すべての教職員とりわけ管理職や安全担当教職員は、災害発生時の状況を的確に判断し、児童・生徒等の安全確保のために適切な指示や支援をすることが求められる。そのために必要な知識や技能を身につけなければならない。

第2は、対応マニュアルの整備。学校保健安全法は、各学校に危険発生時対処要領（マニュアル）の作成を義務づけている。各学校においては、東日本大震災を踏まえて、危険発生時対処要領の見直しが求められる。文科省は、来年度概算要求で各学校の危険発生時対処要領を防災専門家に点検してもらうための予算を盛り込む方針を示している。

第3は、防災担当部局等との連携。安全な避難場所、避難経路等の設定について、すべての学校において地域防災の担当者、大学や研究機関の研究者等の指導・助言を受けるなどして、再確認、再検討することが必要である。また、避難訓練について地域等と連携した体制の整備についても徹底していくことが求められる。

災害発生時に大切なのは家庭との連携である。特に児童・生徒の引渡しについては、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく必要がある。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●9月28日刊 予約受付中！ 118のテーマごと見開き頁でポイント整理 判断に迷ったときの手引に！

『コンパクト 教育法規ハンドブック』

菱村 幸彦(国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 270頁 / 定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)